



山形県公報

令和2年2月25日(火)
第83号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 山形県水資源保全地域の指定の予定…………… (環境企画課) ……127
- 山形県総合文化芸術館の利用料金…………… (山形県総合文化芸術館整備推進課) …… 同
- 森林病虫害等のまん延を防止するための命令の予定…………… (森林ノミクス推進課) ……128
- 森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令の予定…………… (庄内総合支庁森林整備課) …… 同
- 都市計画事業の変更の認可…………… (都市計画課) ……129
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定…………… (建築住宅課) …… 同

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (置賜総合支庁総務課) …… 同

告 示

山形県告示第85号

山形県水資源保全条例(平成25年3月県条例第14号)第9条第1項の規定により、水資源保全地域を次のとおり指定する予定であるので、関係図書を、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに大石田町役場において縦覧に供する。

なお、当該水資源保全地域の住民及び利害関係人は、この告示に係る指定について、令和2年3月10日までに知事に意見書を提出することができる。

令和2年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 大石田町水資源保全地域
- 2 区 域 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める北村山郡大石田町の森林の区域

山形県告示第86号

山形県総合文化芸術館条例(平成30年3月県条例第36号)第10条第2項の規定により、山形県総合文化芸術館(山形魅力発信モールに限る。)の利用料金を次のとおり承認した。

令和2年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 利用料金
 駐車場 200円に30分を超える時間30分までごとに100円を加算した額とする。ただし、24時間までごとに1,200円を上限とする。
- 2 適用期間
 令和2年1月23日から令和8年3月31日まで

山形県告示第87号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等のまん延を防止するための命令をする予定である。

令和2年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 区域及び期間

- (1) 区 域 山形県下一円
- (2) 期 間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

- (1) 松くい虫
- (2) 樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類

3 行うべき措置の内容

2の森林病虫害等（以下「松くい虫等」という。）が付着している伐採木等（松くい虫等の駆除を行ったものを除く。）の移動（森林病虫害等防除法第2条第6項に規定する特別伐倒駆除を行うための移動を除く。）を禁止すること。

4 命令をしようとする理由

1の区域の森林において松くい虫等の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫等が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の森林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

1の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

山形県告示第88号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、松林を所有し、又は管理する者に対し、次のとおり特別伐倒駆除を命ずる予定である。

令和2年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 区域及び期間

区 域		期 間
市 町 名	大 字 名 又 は 町 名	
鶴 岡 市	茨新田、長崎、西沼、辻興屋、面野山、千安京田、下川及び湯野浜	令和2年4月1日から 同 年6月30日まで
酒 田 市	宮海、高砂、古湊町、大浜二丁目、浜松町、宮野浦、十里塚、坂野辺新田、黒森、広岡新田及び浜中	同 上
遊 佐 町	吹浦、菅里、北目、江地、藤崎及び比子	同 上

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の伐倒及び破砕（森林病虫害等防除法施行規則（昭和25年農林省令第35号）第1条に規定する基準に従い行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をすること。

4 命令をしようとする理由

1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

- (1) 1の区域内において3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって庄内総合支庁長を経由して、知事に不服を申し出ることができる。
- (2) 3の措置を行う者は、この告示に係る命令の日から令和2年3月31日までの間に、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出るものとし、届出がないときはその措置を行う見込みがないものとみなす。

- (3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(4)による損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事に提出しなければならない。
- (5) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることになるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

山形県告示第89号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
山形市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画公園事業
 - (2) 名 称 2・2・127号蔵王みはらしの丘1号公園
2・2・129号蔵王みはらしの丘3号公園
2・2・130号蔵王みはらしの丘4号公園
2・2・131号蔵王みはらしの丘5号公園
2・2・132号蔵王みはらしの丘6号公園
4・3・1号蔵王みはらしの丘公園
- 3 変更の内容
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
平成17年7月8日から令和7年3月31日まで

山形県告示第90号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

令和2年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

住宅確保要配慮者 居住支援法人の名称及び住所	支援業務を行う 事務所の所在地	指定年月日
ホームネット株式会社 東京都新宿区大久保三丁目8番2号	東京都新宿区大久保三丁目8番2号	令和 2. 1.28

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

令和2年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
令和2年2月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人わかたかクラブ

(2) 代表者の氏名

吉田 謙悟

(3) 主たる事務所の所在地

米沢市大字笹野4577番地の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、米沢市内に居住する小学校児童を対象にした放課後児童健全育成事業の実施を通じて、放課後及び休校時において保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な生活の場を築くことによって、児童の健全育成を援助するとともに、子育て家庭の支援を行い、豊かな地域社会の確立を図ることを目的とする。